

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月22日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第5号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務する者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「教諭及び養護教諭」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。